

障害者制度改革について

● 概 要

現在、国においては、障害者自立支援法を平成25年8月までに廃止して新たな総合的な福祉法制を実施する方針を示しており、平成21年12月に内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」を設置するなど、障害者制度全般の改革にかかる議論がされている。

● これまでの取組（国のうごき）

- 障がい者制度改革推進本部（内閣総理大臣を本部長とするすべての国务大臣で構成）
第1回（平成21年12月15日）～第2回（平成22年6月29日）[直近]
- 障がい者制度改革推進会議（障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者等）
第1回（平成22年1月12日）～第30回（平成23年2月14日）[直近]
- 障がい者制度改革推進会議 総合福祉部会
第1回（平成22年4月27日）～第13回（平成23年3月15日）[直近]
- 障がい者制度改革推進会議 差別禁止部会
第1回（平成22年11月22日）～第2回（平成23年1月31日）[直近]
- 障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）の要旨
（H22.6.7 推進会議とりまとめ、H22.6.29 閣議決定）
 1. 障害者基本法の抜本的改正、制度改革の推進体制等に関する法律案
⇒平成23年通常国会に提出を目指す
 - 2. 障害者総合福祉法（仮称）の制定 【障害者自立支援法の廃止】**
⇒平成24年通常国会に提出を目指す ⇒平成25年8月までに施行を目指す
 3. 障害を理由とする差別の禁止法（仮称）等の制定 ⇒平成25年通常国会に提出を目指す

● **つなぎ法の成立**（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律）の成立（平成22年12月3日）

★ 障害者自立支援法廃止後の抜本的改正法（新法）である『**障害者総合福祉法（仮称）**』が**施行されるまでのつなぎ法的位置づけ**

①公布日から施行 ②平成23年度中施行 ③平成24年4月1日施行 の3段階

★ つなぎ法案から障害者総合福祉法（仮称）への移行時（遅くとも平成25年8月）に想定される主な事項

・ **障害程度区分の見直し**

障害者等の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分として見直し。（仮称名：「障害支援区分」）

● 課 題

【国として責任ある制度の構築】

- ①必要とするサービスを安心してすべての方が利用できるよう、恒久的でわかりやすい制度の構築
- ②地方自治体の財政負担につながらない措置
- ③関係者・関係機関が混乱することのない円滑な措置